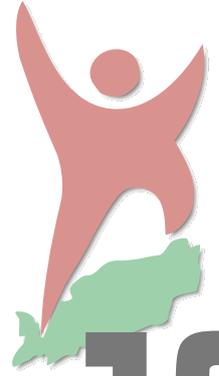


# 町西



2006 | 10  
Oct

TOWN NEWS



(松村ヨシノさん 98歳)

## ご長寿おめでとうございます

敬老の日を前に、上田町長が長寿十傑の方を訪問し、ご長寿をお祝いしました。(関連記事 14ページ)

## CONTENTS 主な内容

行財政改革	2～4
環境・年金・人権・医療	5～9
保健センター・伝言板	10～14
文化会館・体育館・図書館	15～20

# バランスシートから、町の財政状況を考えよう！

## 借方（負債の部と正味資産の部の計）

# 243億29万円

バランスシートという名前は、借方（かりかた）と貸方（かしかた）との合計金額が、常に一致していることに由来しています

※このバランスシートは総務省報告書に基づき作成しています。

項目	金額	住民一人あたり
①固定負債	60億7294万8千円	64万9930円
地方債	55億2634万2千円	59万1432円
債務負担行為	0円	0円
(物件の購入費)	0円	0円
(債務保証又は損失補償)	0円	0円
退職給与引当金	5億4660万6千円	5万8498円
②流動負債	6億3343万6千円	6万7791円
翌年度償還予定額	6億3343万6千円	6万7791円
翌年度繰上充用金	0円	
[負債の部]	67億638万4千円	71万7721円

### [負債の部]

将来の世代が負担するお金

将来にわたって返済しなければならない、借金などの債務です。この額が多いと、将来の世代の負担が大きいことになります

項目	金額	住民一人あたり
国庫支出金	28億837万1千円	30万553円
都道府県支出金	16億7603万5千円	17万9370円
一般財源等	131億950万円	140万2986円
[正味資産の部]	175億9390万6千円	188万2909円

### [正味資産の部]

これまでの世代が負担したお金

資産を形成するために調達した資金のうち、これまでの世代が負担し、将来返済の必要がないお金を表しています。

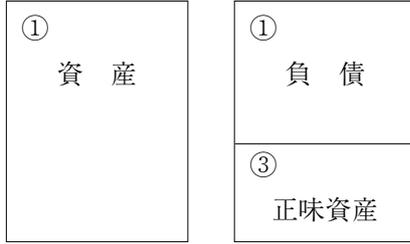
### バランスシートとは

毎年、広報紙でお知らせしている町の決算状況（平成17年度分は11月号に掲載予定）は、一年間にお金がいくら入ってきて、いくら使ったという、現金の出入りを説明したものです。しかし、資産や負債といった社会資本整備や返済債務の情報が、分かりにくいものとなっています。

民間企業は、土地・建物などの資産と、借金などの負債を表したバランスシート（貸借対照表）で、財務状況を明らかにしています。川西町でも、「財産は今どれくらいあるか」「借金などの負債はいくらあるか」などの財務の内容を分かりやすくお知らせするため、バランスシートを作成しています。

バランスシートは、今までに、学校や道路などの整備にいくらお金を使い、どれだけの資産が蓄えられたかといった情報を知ることができません。また、それを整備する資金を得るための負債がどれだけあるかといった情報も知ることができるようになっています。

【バランスシートの構成】



**資産＝負債＋正味資産**

例えば、200万円の自動車を、銀行ローン150万円、自己資金50万円で買ったとします。その家庭のバランスシートには、資産の部に200万円が、負債の部に150万円、正味資産の部に50万円が記入されます。

住民一人あたりのバランスシート

住民一人あたりの総資産額は260万1千円（対前年度6万1千円減少）、そのうち社会資本形成（有形固定資産）が90万7千円（対前年度6千円減少）、現金・預金は10万1千円（対前年度4千円増加）となっています。また、住民一人当たりの負債金額は、71万8千円（対前年度4万2千円減少）となっています。

〔資産の部〕

未来の世代に引き継ぐ財産

これまでに町が取得・整備してきた設備や施設、土地、現金や預金などの資産状況を表しています。どんな施設等に、いくらのお金を使ったかを表しているのが「有形固定資産」です。

貸方（資産の部の計）

**243億29万円**

項 目	金 額	住民一人あたり
①有形固定資産	208億6087万4千円	223万2542円
（うち土地）	（84億7286万1千円）	（90万6770円）
総務費	7億4312万3千円	7万9529円
民生費	17億2333万1千円	18万4432円
衛生費	1億6370万5千円	1万7520円
農林水産業費	11億217万2千円	11万7955円
土木費	92億1224万1千円	98万5899円
消防費	4881万円	5224円
教育費	71億7845万5千円	76万8,242円
その他	6億8903万7千円	7万3741円
②投資等	23億1277万4千円	24万7514円
投資及び出資金	1億6905万4千円	1万8092円
貸付金	2億6051万円	2万7880円
基金	16億3637万4千円	17万5126円
（うち特定目的基金）	（9億563万3千円）	9万6921円
（うち土地開発基金）	（7億3074万1千円）	7万8204円
（うち定額運用基金）	（0円）	
退職手当組合積立金	2億4683万6千円	2万6417円
③流動資産	11億2664万2千円	12万574円
現金・預金	9億4592万3千円	10万1233円
（財政調整基金）	（4億3430万1千円）	4万6479円
（減債基金）	（4億74万7千円）	4万2888円
（歳計現金）	（1億1087万5千円）	1万1866円
未収金	1億8071万9千円	1万9341円
（地方税）	（7882万8千円）	8436円
（その他）	（1億189万1千円）	1万904円
〔資産の部〕	243億29万円	260万630円

項 目	平成17年度 (平成16年度)
有形固定 資 産 A	208億6087万4千円 (212億1857万7千円) 増減率 △1.7%
負 債 B	67億638万4千円 (70億4569万円) 増減率 △4.8%
将来世代 負担比率 B/A	32.1% (33.2%)

町  
の  
財  
政  
は  
？

①社会資本形成の将来世代負担比率  
有形固定資産（将来の世代に引継ぐ土地や建物、機械装置など）の形成に充てた負債（町債（借金）など将来の世代の負担となる債務）の割合。割合が低いほど将来の世代の負担が軽いことがわかります。また、有形固定資産の増加率を、負債の増加率が上回れば、将来世代の負担が増えているということになります。

平成17年度の比率は、約32%で約1ポイント減少しました。主な理由は川西文化会館及びぬくもりの郷建設に発行した町債の一部を平成16年度に繰上げ償還（期日前に返済すること）したことによります。

## 平成17年度 一般会計決算のポイント

一般会計決算の特徴は、国による三位一体の改革のもと、貴重な財源である臨時財政対策債が大幅に削減されたということがあげられます。そのような状況で、人件費抑制や、投資的経費（普通建設事業など）の大幅な削減に例年以上に取り組みました。

結果的に、法人税、住民税などが収入増となったため、基金（特定の目的のために貯めた貯金）の取り崩しは行わないで決算することができました。このことにより、経常収支比率（税などの一般財源を、人件費や扶助費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているかをみること）も少し改善しましたが、財政の硬直化は続いています。しかし、起債制限比率（地方債の許可制限に係る指標）も引き続き上昇していることから、今後も地方債の発行を抑制する必要があります。

歳入は引き続き減少（ ）は前年比

- ・臨時財政対策債（▲23.5%、▲5850万円）
- ・地方特例交付金（▲17.1%、▲846万1千円）
- ・地方消費税（▲7.4%、▲598万8千円）
- ・県支出金（▲53.9%、▲1億4445万9千円）



- ・地方交付税（+1.6%、+2351万5千円）
- ・地方譲与税（+38.5%、2292万9千円）  
※地方譲与税には配当割交付金、株式譲渡割交付金を含む
- ・地方税（+5.5%、6155万1千円）

主な性質別経費の状況（ ）は前年比

- ・人件費（▲3.4%、▲3354万1千円）
- ・物件費（▲11.7%、▲5897万3千円）
- ・維持補修費（▲22.0%、▲583万4千円）
- ・扶助費（▲4.4%、▲889万7千円）
- ・補助費等（▲9.2%、▲1537万7千円）
- ・公債費（+1.4%、+1070万5千円）
- ・積立金（+40.4%、+3204万5千円）
- ・投資・出資金貸付金（▲100%、▲6513千円）
- ・繰出金（▲34.7%、▲2億866万円）
- ・投資的経費（▲56.7%、▲4億3514万7千円）

基金残高

- ・財政調整基金 4億3430万1千円
- ・減債基金 4億74万7千円
- ・その他特目基金 9億563万3千円
- ・土地開発基金 7億3074万円

財政指標

- ・財政力指数 0.486（昨年度0.493）
- ・経常収支比率 96.7%（昨年度101.9%）
- ・起債制限比率 8.5%（昨年度 7.3%）

## ②歳入対資産比率

有形固定資産が、普通会計歳入の何年分かを示した割合。割合（年数）が高いほど社会資本の整備に重点をおいてきたことがわかります。ただし社会資本を整備すると、維持管理するための経費が今後必要となります。

平成17年度の歳入資産比率は5.4ポイントで1.5ポイント増加しました。三位一体の改革により地方交付税などが減少しましたが、税制改正及び緩やかな景気の回復により町税収入が増加し、当初予定していた金の取崩を行わないで決算できた

ことによる増加です。

項目	平成17年度 (平成16年度)
歳入 A	38億3529万3千円 (54億3497万円) 増減率 △29.4%
有形固定 資産 B	208億6087万4千円 (212億1857万7千円) 増減率 △1.7%
歳入対有形 資産比率 B/A	5.4年 (3.9年)

## ③正味資産比率

負債・正味資産に対する正味資産の割合。企業の経営の安定性を示す

基準として「自己資本比率」があります。しかし、営利活動を行わない自治体には、資本という考え方がないため、「正味資産比率」が使われません。この割合が高いほど財政状況が健全であるといえます。ただし、正味資産は企業会計の資本金や利益の累積とは異なることから、比率が高いことが直ちに資産を形成する財源が豊かであることには結びつきません。

平成17年度は約72%で、前年度比較で約1ポイント増加しました。この増加は、有形固定資産を形成するための町債の借入れが多額となり

つつあったため、平成16年度に繰上げ償還を実施し、負債を減少させたことによるものです。

項目	平成17年度 (平成16年度)
正味 資産 A	175億9390万6千円 (176億4014万8千円) 増減率 △0.3%
負債+ 正味資産 B	243億29万円 (246億8583万8千円) 増減率 △1.6%
正味資産 比 率 A/B	72.4% (71.5%)

## ごみの減量は、天然資源の節約にもつながります。

### ごみを減らすためのキーワードは3R

3Rとは、

- ①リデュース (Reduce) 「発生抑制」ごみとなるものを減らすこと。
- ②リユース (Reuse) 「再使用」できるだけ繰り返し使うこと。
- ③リサイクル (Recycle) 「再生利用」資源として再生利用すること。

今月号の環境ニュースは、住民のみなさんによって分別された資源ごみが、どのように処理されリサイクルされているのかを説明します。

### トレー・発砲スチロール

月2回の収集

↓  
天理市環境クリーンセンターで溶解し固形状に加工



▲写真は溶解され固形状に加工されたトレー・発砲スチロールで1本約7kgです。1本作るのに約1,200～1,300枚の食品トレーが用いられています。

↓  
トレー等に加工

### 飲料缶 (スチール缶・アルミ缶)

月2回の収集

↓  
天理市環境クリーンセンターで  
スチール缶・アルミ缶に選別される

↓  
プレスしてブロック状にする



▲ブロック1つにスチールで約17kg、アルミで約7kg

↓  
業者に引き取られ、主に飲料缶にリサイクル

### ペットボトル・プラスチック類

月2回の収集

↓  
業者に引き取られ  
車止め・プランター・ベンチ等に加工



### 廃食用油 (天ぷら油) について

住民福祉課で引き取っています。また、ふれあいセンターには、回収ボックスを設置しています。自治会によっては月1回の回収に協力いただいています。



少量の廃食用油 (天ぷら油) をごみとして出す場合は、新聞紙などにしみ込ませて可燃ごみに出して下さい。

## 限りある資源を大切にしましょう!

問い合わせ 役場住民福祉課 ☎0745-44-2211 (内線181)

## 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます

～ 年末調整や確定申告で添付等が義務付けられています。～

国民年金保険料は、税の申告をする時、納めた保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。

この社会保険料控除の申告について、平成17年3月に所得税法が改正され、平成18年中に納めた保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行う際に、保険料を支払ったことを証明する書類（領収証書等）の添付等が義務付けられました。

このため、国民年金保険料を納付された方には、社会保険庁から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告を行う時まで大切に保管してください。

送 付 時 期	
1月から9月までの間に納付された方	平成18年 11月上旬
9月以前に納付がなく、10月から12月までの間に初めて納付された方	平成19年 2月上旬

問い合わせ 役場保険年金課 ☎0745-44-2211（内線171）

## 10月から役場の終業時刻が午後5時30分になります。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、役場の終業時刻が、午後5時30分になります。

### 業務時間

・変更前 午前8時30分～午後5時15分



・変更後 午前8時30分～午後5時30分



## 全国一斉 「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力をはじめとして職場等におけるセクシュアルハラスメント、ストーカー行為などの女性の人権に関わる問題全般について、人権擁護委員の中の男女共同参画社会推進委員が下記のとおり無料・秘密厳守で電話相談に応じます。

日 時 11月13日(月)～11月19日(日)  
(平日) 午前8時30分～午後7時30分  
(土曜日・日曜日) 午前10時～午後5時

全国一斉「女性の人権ホットライン」

☎0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)

対 象 県内在住の女性

相談員 奈良県人権擁護委員連合会男女共同参画社会推進委員(人権擁護委員)および奈良県弁護士会所属弁護士(土、日のみ)

申し込み・問い合わせ

弁護士による電話相談を希望される場合は予約が必要です。(18日(土)、19日(日)午後1時～午後4時・相談時間1人30分以内) 予約は、10月30日(月)から受け付けますが、定員になり次第締め切らせていただきます。奈良地方法務局人権擁護課

☎0742-23-5457

## 西人権文化センター ヨガ教室受講生募集

開催時期 平成18年11月～平成19年3月(5ヶ月)

第1・第3金曜日 午後1時30分～3時  
11月17日(金)開講

(11月のみ、第3・第4金曜日で行います。)

定 員 先着23名(申し込みが10名に満たない場合は、開講いたしません。)

講 師 増地 緑 先生

受講料 1,000円(5ヶ月分)

(個人の都合による休み、脱退についての受講料の返金はいたしません。)

持ち物 バスタオル、水分補給用の水・お茶

申し込み方法 10月10日(火)から17日(火)の間に電話・またはご来館の上、お申し込み下さい。  
(土・日・祝除く)

問い合わせ 西人権文化センター

☎0745-44-2080

いぶき子どもセンター

## 小学生集まれ！おもしろ科学教室

☆ガリレオ式望遠鏡を作って試そう！

☆アルミ缶電池を体験しよう！

日 時 11月11日(土)  
午前9時30分～11時30分  
(受付9時～9時30分)

場 所 いぶき子どもセンター

対象・定員 町内小学生・40名(応募多数の場合は抽選。抽選の結果参加できない方にのみ10月25日(水)までに電話連絡します。)

参加費 400円

申し込み 10月16日(月)～10月20日(金)  
午前9時～午後5時

申し込み方法

①いぶき子どもセンターへ電話申し込み

②いぶき子どもセンターへ申し込み用紙持参

問い合わせ

いぶき子どもセンター ☎0745-43-0550

※保護者の方も一緒に楽しんでください。

## 放置自転車撤去の予定

撤去する日

10月19日(木)～25日(水)の間

撤去の対象 撤去の告知を行ったにも関わらず放置されている自転車。

撤去の告知 10月2日(金)～10日(木)の間

車体番号から対象自転車のリストを作成し、対象車には告知書を付けます。撤去当日に告知書が外されている状態であっても、対象車が放置されている場合は撤去します。

※なお、撤去の際、チェーンロックなどを切断する場合がありますが、その補償はされません。

手数料 撤去前に盗難届が出されている場合以外は、例外なく徴収します。

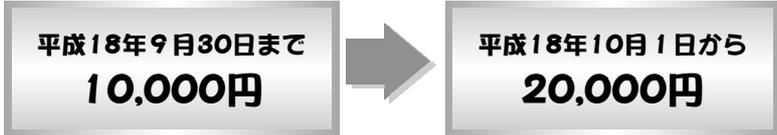
①撤去手数料 2,000円

②保管費 1,000円～2,000円(日数によります)

引き渡し場所 川西町役場

## ◎人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わりました

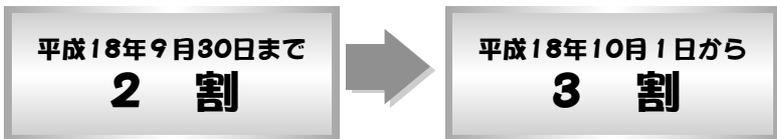
高額の治療を長期継続して行う必要がある疾病の場合、1か月の自己負担額は1万円までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から**2万円**に引き上げられました。



## 70歳以上の方

### ◎一定以上の所得がある人の自己負担割合が変わりました

70歳以上または老人保健で医療を受ける人のうち、現役並み所得のある一定以上所得者は、医療機関に支払う自己負担割合が引き上げられました。



### ◎高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額が変わりました

同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費（高額医療費）として支給されます。70歳以上または老人保健で医療を受ける人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられました。

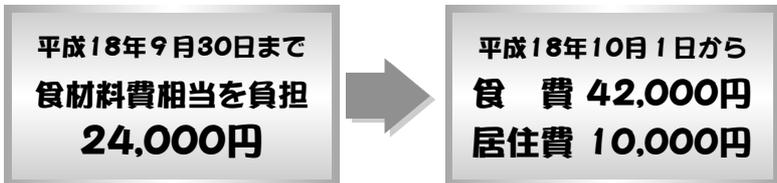


#### ○自己負担限度額（月額）

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
一般	12,000円	40,200円	→	一般	12,000円	44,400円
一定以上所得者	40,200円	72,300円+ 医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (4回目以降は40,200円)		一定以上所得者	44,400円	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (4回目以降は44,400円)
低所得Ⅰ	8,000円	24,600円		低所得Ⅰ	8,000円	24,600円
低所得Ⅱ		15,000円		低所得Ⅱ		15,000円

### ◎療養病床に入院する場合の食費・居住費の負担が変わりました

療養病床に入院する70歳以上の人は、これまで食材料費相当のみを負担していましたが、今回の改正で食費と居住費を負担することになります。



#### 所得の低い人は負担が軽減されます。(食費+居住費の上限)

住民税非課税世帯	30,000円
年金受給額80万円以下等	22,000円
老齢福祉年金受給者	10,000円

※人工呼吸器・中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷（四肢麻痺が見られる状態）、難病等の患者については、現行どおり食材料費相当24,000円のみを負担となります。

平成18年10月から

# 国民健康保険と老人保健が変わりました!

平成18年10月1日から医療保険が改正され、医療費の自己負担などが変わりました。

## 70歳未満の人は

- 高額療養費の自己負担限度額が変わりました

## 70歳以上の人は

- 一定以上の所得がある人の自己負担割合が変わりました
- 高額療養費（高額医療費）の自己負担限度額が変わりました
- 療養病床に入院時の食費・居住費の負担が変わりました

## こんなときも変わります

- 出産育児一時金が変わりました
- 人工透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わりました

## 70歳未満の方

### ◎高額療養費の自己負担限度額が変わりました

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費として支給されます。今回の改正で、70歳未満の人は下表のように自己負担限度額が一部引き上げられました。



## 平成18年9月30日まで

## 平成18年10月1日から

### ○自己負担限度額（月額）

	3回目まで	4回目以降※2
一般	72,300円＋ 医療費が241,000円 を超えた場合は、その超 えた分の1%を加算	40,200円
上位 所得者※1	139,800円＋ 医療費が466,000円 を超えた場合は、その超 えた分の1%を加算	77,700円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

	3回目まで	4回目以降※2
一般	80,100円＋ 医療費が267,000円 を超えた場合は、その超 えた分の1%を加算	44,400円
上位 所得者※1	150,000円＋ 医療費が500,000円 を超えた場合は、その超 えた分の1%を加算	83,400円
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円

※1 基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯。

※2 過去12か月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

## こんなときも変わります

### ◎出産育児一時金が変わりました

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の30万円から**35万円**に引き上げられました

平成18年9月30日まで

1児につき  
**300,000円**

平成18年10月1日まで

1児につき  
**350,000円**



おとな

保健センターで実施します

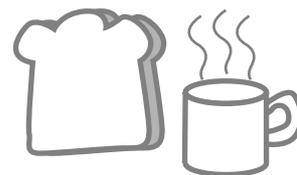
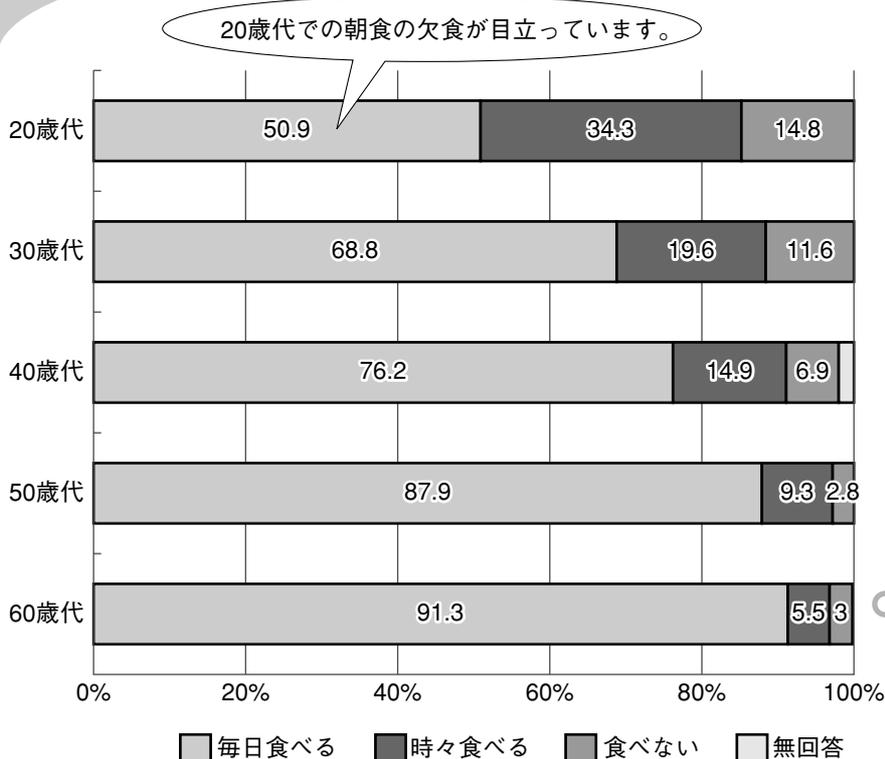
項目	対象	日時	実施内容
<b>高脂血症 健康相談</b> ※時間予約制です	高脂血症（コレステロール、中性脂肪が高い）といわれた方	10月18日（水） 実施時間 午前9時30分～ 11時30分	体脂肪測定、生活習慣チェックをします。 保健師・栄養士が日常生活に関するこ と、食生活に関する事など個別の相談 に応じます。 ＊健診や血液検査の結果などを持参して ください。

高齢者インフルエンザ予防接種のお知らせ

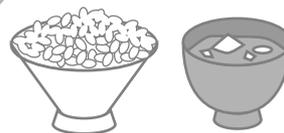
8月～9月の期間に申込みを忘れた方で、接種を希望される方は高齢者インフルエンザ予診票を保健センターでお渡しします。

健康かわにし21

朝食を毎日食べていますか？



3食きちんと食べることが大切です。  
はじめは、一口だけでも構いません。少しずつ食べるようにしましょう



# 保健センターGUIDE



保健センターで実施します

項目	対象	日時	実施内容
<b>すくすく サロン</b> ★予約必要★ 2日前までに申し込んでください。	1歳、2歳頃の児と保護者	10月24日(火) 受付時間 午前9時45分～10時	同じ年齢の子供をもつお母さん同士で子どもの食事(おやつ)のことや子育てのことについて情報交換してみませんか? おやつを試食もあります。保健師と栄養士がサポートします。 *おやつ材料費として当日100円徴収します。
<b>離乳食教室</b> ★申込み必要★ 2日前までに申し込んでください。		11月1日(水)	離乳食ってこんなに簡単! 離乳食を分かりやすく紹介します。 持ってくるもの: 普段使っている赤ちゃん用スプーン
	初期から中期	受付時間 午後1時15分～1時30分	★準備期～2回食までの話と離乳食のデモンストレーションと試食
	中期から完了期	受付時間 午後2時30分～2時45分	★2回～完了期にかけての話と離乳食のデモンストレーションと試食
<b>10カ月児 健康相談</b>	生後9ヵ月～11ヵ月児 (平成17年11月16日～18年2月15日生まれ) ※対象者には個別通知	11月10日(金) 受付時間 午前9時～9時15分	問診、身体計測、発達・生活・栄養・歯科相談
<b>1歳6ヵ月児 健康診査</b>	1歳6～8ヵ月児 (平成17年2月16日～17年5月15日生まれ) ※対象者には個別通知	11月10日(金) 受付時間 午後1時30分～2時30分	問診、身体計測、尿検査、内科診察、歯科検診、生活・栄養・歯科・発達相談

## 奈良県医師会の健康相談のお知らせ

健康相談は、無料相談のみで診療・検査等は行っておりません。(予約不要)

場 所: 奈良県医師会館1階 県民健康サービス室

連絡先: 橿原市内膳町5-5-8 奈良県医師会 ☎0744-22-8502

相談の種類	日時	主催する部会
目の健康相談	10月10日(火) 午後2時～3時	奈良県眼科医会
整形外科に関する健康相談	10月17日(火) 午後2時～3時	奈良県医師会整形外科部会
精神科に関する健康相談	10月18日(水) 午後3時～4時	奈良県医師会精神科部会
内科疾患に関する健康相談	10月27日(金) 午後2時～3時	奈良県医師会内科部会

# 伝言板

10月

DENGOBAN

## 応急手当講習会

大切な家族や、身近な人が突然生命の危機にさらされたとき、あなたはなにができますか。救急車が到着するまでの数分間に適切な応急手当を施すことが救命につながります。磯城消防署では毎月応急手当講習会を行っています。万一のときのためにぜひご参加ください。

日時 10月28日(土)  
午前9時～12時

場所 磯城消防署

内容 普通救命講習(心肺そ生法など応急手当)

受講料 無料

申し込み・問い合わせ

磯城消防署救急係

☎0744-33-2461



## こまどりローン(奈良県 勤労者生活支援資金融資)

県では、中小企業で働いている方、離職された方を対象に教育費、医療費を、育児・介護休業制度を利用する方を対象に生活資金を、無担保・低利で利用できる融資制度を設けています。

申し込み

お近くの近畿労働金庫県内各支店

問い合わせ

県雇用労政課

☎0742-27-8828

近畿労金奈良ローンセンター

☎0742-36-2177

近畿労金中和ローンセンター

☎0745-53-7671

## 医療事務講習

日時 11月1日(水)～22日(水)

15日間

午前9時～午後4時

対象 就職希望者。30名(抽選)

会場 高田しごと*i*センター

受講料 12,640円(別途、教材費・受験料必要)

診療報酬請求事務等。医療事務管理士認定試験あり。

申し込み 10月11日(水)午前9時～午後5時、12日(木)午前9時～12時。80円切手を貼った封筒を1枚持参のうえ、本人が下記まで提出

問い合わせ

奈良しごと*i*センター

奈良市西木辻町93-6

☎0742-23-5730

高田しごと*i*センター

大和高田市西町1-60

☎0745-24-2010

## 10月は 行政書士制度強調月間

奈良県行政書士会において相談所が開設されます。

相談内容 相続や会計記帳などの官公署に提出する書類作成と提出手続き等についての相談・行政手続法に関する相談

行政奈良なんでも無料相談所

日時 10月7日(土)～9日(月)

午前10時30分～午後5時

場所 近鉄百貨店 奈良店5階

電話無料相談

日時 10月1日(日)～31日(火)

(土・日・祝を除く)

午前10時～午後4時30分

相談先 奈良県行政書士会

☎0744-25-6339

FAX0744-25-6340

## てんいち先生



(川西町同和問題啓発活動推進本部)

## 全国道路標識週間 10月1日(日)~7日(土)

案内標識は、行き先、距離等を示し、私たちが目的地まで誘導してくれる大切なものです。

皆さんも標識についてのご意見、ご要望がありましたら下記までご連絡ください。

役場建設課

☎ 0745-44-2211  
(内線141)

桜井土木事務所

☎ 0744-42-9191

県土木部道路維持課

☎ 0742-27-7502



## 10月は 「労働保険適用促進月間」

労働者を1人でも雇っている事業主は労働保険（労災・雇用）に加入する義務があります。

○労働保険とは、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険の総称です。

労災保険は労働者が業務上の事由や通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対する保険給付等を行っています。

雇用保険は、失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行っています。

○労働者を一人でも使用されている事業主は加入手続きを行わなければなりません。

問い合わせ ハローワーク桜井

☎ 0744-45-0112

## 特別遺族給付金の 請求について

中皮腫や肺がんなどの石綿ばく露を原因する疾病は、石綿ばく露から疾病の発症までの潜伏期間が非常に長期にわたるものです。このため、労働者に発症したこれらの疾病について、業務により石綿にばく露したことと当該疾病との関連性に、これまで医師も労働者本人も気づきにくいといった特質がありました。この結果、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」といいます。）に基づく労災保険給付を請求する機会を逸し、時効により所定の労災保険給付を受ける権利を失っている方が存在している状況にあります。

このような状況をかんがみ、本年3月に施行されました「石綿による健康被害の救済に関する法律」により、石綿ばく露を原因とする疾病により死亡した労働者のご遺族で労災保険法の遺族補償給付が時効により消滅した方に対して特別遺族給付金が支給されることになりました。詳しくは下記まで問い合わせください。

桜井労働基準監督署

☎ 0744-42-6901

## 自賠責保険・共済の期限 は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務づけられている保険・共済です。特に車検制度のない250cc以下のバイクは、期限切れ、かけ忘れにご注意を！

自賠責制度の詳しい内容は

<http://www.jibai.jp>

## ごぞんじですか！ 検察審査会

交通事故や詐欺などの犯罪被害にあい、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を不起訴にし、裁判にかけると手続きをとってくれない。どうも納得がいかない。こんな不満をお持ちの方は検察審査会へ御相談ください。

検察審査会では、選挙権を有する国民の中から「くじ」で選ばれた11人の検察審査員が、検察官が事件を起訴しなかったことのよしあしを審査します。

詳しくは、葛城検察審査会事務局  
大和高田市大和101-4（葛城支部裁判所内）

☎ 0745-53-1012

## Happy Wedding 100選 世界で一番ハッピーな愛の かたちを教えてください。

募集期間 10月31日（火）まで  
募集部門 ○ハッピーウエディング部門…あなたがあこがれる幸せな結婚（200字以内）○ハッピーライフ部門…結婚してよかったと思う時（200字以内）○ハッピーフォト部門【プリント・デジタル写真】○ハッピーショットケータイ部門【携帯写真】…あなたにとって幸せな結婚を象徴するような写真とエピソード（100字以内）

応募方法 住所、氏名、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、性別、年齢、既婚の方は結婚歴、応募部門名と作品タイトルと内容を明記し、ハガキかFAX、Eメールで下記まで

問い合わせ 県こども家庭課

「Happy Wedding 100選募集」事務局

☎ 0742-27-8603

FAX 0742-22-5709

Eメール

wedding@kodomo.pref.nara.jp

ホームページ

<http://www.pref.nara.jp/kodomo/wedding/>

## からだを動かすのは楽しいよ



体を動かして子どもたちとのつながり遊びをとおして、親と子、親と親、子と子のコミュニケーションを深めようと3歳児～小学校3年生及びその保護者約20組が参加しました。参加者は、汗をかきながらも、親睦を深め楽しい一日を過ごしました。

## 児童・生徒が安全に通学しているために…



成和保育園前の交差点に啓発看板を設置しました。交通ルールを再確認し、児童・生徒たちが安全に通学できるよう心がけましょう。

### 長寿十傑

現在、本町には90歳以上の方が98名おられます。長い年月にわたり社会に貢献していただいたことに敬意を表すとともに、これからも健康に留意され長寿を重ねられますようお願い申し上げます。

	氏名	生年月日	年齢※
1	中村 ヨシノ	M37.5.20	102
2	浅越 フサ	M38.3.6	101
3	吉村 政榮	M40.10.21	98
4	片山 純	M41.4.13	98
5	松村 ヨシノ	M41.5.17	98
6	宮崎 吉次	M41.10.2	97
7	森田 ウノエ	M41.11.28	97
8	石橋 文子	M42.6.13	97
9	林田 ふみ子	M42.8.23	97
10	堀内 久菊	M42.12.16	96

※年齢は、9月1日現在におけるものです。

## 町民憲章

- 緑豊かなまち。美しい自然と環境を守り、住みよいまちを創りましょう。
- 未来に伸びるまち。産業の振興につとめ、活力あるまちを創りましょう。
- 平和に暮らせるまち。人権を尊重し、笑顔あふれる優しいまちを創りましょう。
- 歴史が息づくまち。貴重な文化遺産を守り、文化の香り高いまちを創りましょう。
- 健康あふれるまち。心身をきたえ、スポーツに親しみ、明るいまちを創りましょう。

人口/9,360人  
男 4,511人  
女 4,849人  
世帯数/3,365世帯  
(平成18年9月1日現在)



## チケット発売案内

— ぜひおこしく下さい。 —

発売日	催し物	金額	開演日時
発売中	Autumn Concert ピアノ弾き語り トーマスハワード エレクトーン伴奏/演奏 魚住 康子	前売 500円 当日 1,000円	10月22日(日) 午後2時
	輝け!あなたがスター! 第2回コスモスホール バンドフェスティバル	入場無料 入場整理券配布 (10月20日(金)より) 文化会館にて配布)	12月3日(日) 午後2時

第20回 川西文化祭

あつみさ

# 日本一芸

## コスモスホール大道芸フェスティバル

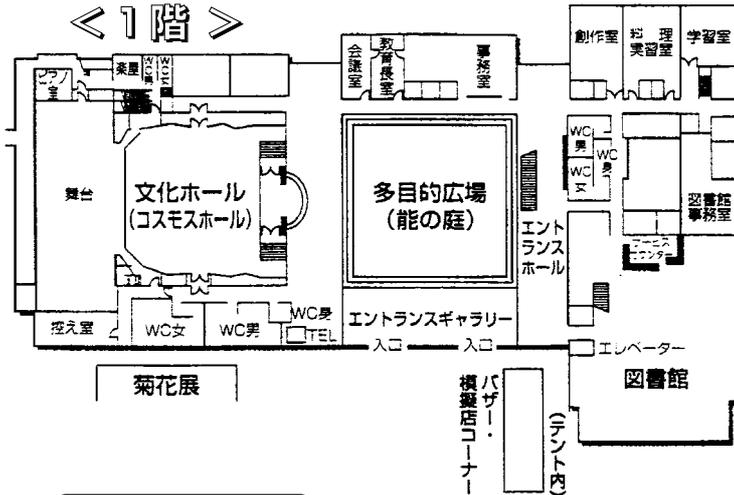
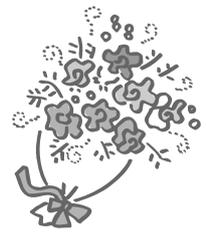
平成18年11月3日(金) 午後1時30分～ 入場無料

チンドン屋、コマ回しのたけちゃん、ジャクリング・バルーン  
 アートのタックなど和風大道芸人がコスモスホールにやってきます。  
 また、講談師「旭堂南華」による講談もあり、  
 お子さんからお年寄りまで楽しめますのでぜひお越しください。  
 \*当日会場周辺にてコマ回し体験ができますので当日ご参加ください。



**と き 11月3日(金)～11月5日(日)**

**と ころ 川 西 文 化 会 館**

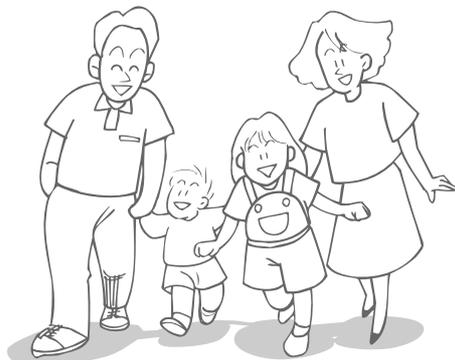


## コスモスホール発

11/3(金)	9:30～ 13:30～	開 会 式 日本一芸コスモスホール 大道芸フェスティバル
11/4(土)	9:30～ 16:00	ふれあい演芸大会 実年パワー全開!
11/5(日)	9:30～ 16:00	こすもす演芸大会 コスモスホールで、 盛り上がりよう!

## 作品展示

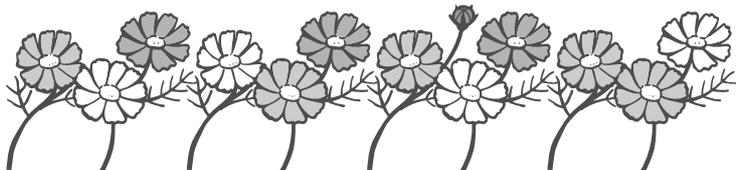
室 名	展 示 内 容	室 名	展 示 内 容
サークル室 ABC	パッチワーク・ソーイング・ トールペイント・識字学級・ 俳画・短歌	展示ギャラリー 2階	書道・ちぎり絵(華ゆうざき) ・美術・写真・創作紙粘土・ アートフラワー・パソコ ンクラブ
サークル室D	編み物(あみもの・ニットサー クル)・押し花・組み紐・一般	エントランス ギャラリー	フラワーアレンジ・食彩クラブ・ 花壇クラブ(お花畑) 歩いて見よう会
もみじ・ さくら	陶芸・生花(松岡)・木工・川柳 ・木彫		



★ほのほのとした作品や力作が多数展示されています。



## 会場案内



**開会式 9:30~**

オープニングセレモニー  
「琴演奏」

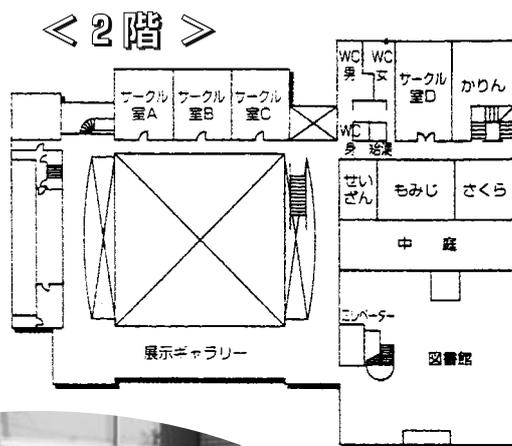
### 開場時間

11/3(金) 9:30~16:30  
11/4(土) 9:00~16:30  
11/5(日) 9:00~16:00

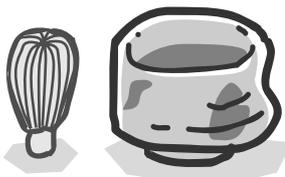


—昨年度オープニングより—

★ごゆっくりご覧下さい。



### お茶席



場所 2階 せいざん  
日時 11/5 (日) 10:00~15:00



◎お茶券一枚300円。前売り券は10月10日(火)から文化会館事務室で販売いたします。  
※なお枚数に限りがありますので先着順となります。

## 募集!!



あなたもバザー・模擬店を出してみませんか? 団体・グループでの参加を待っています。なお、文化祭参加費として500円を徴収させていただきます。

希望される方は、平成18年10月20日(金)までに教育委員会事務局社会教育課へ申し込みください。申込用紙は、文化会館事務室にあります。

お問い合わせ ☎ 0745-44-2214



## 休館のお知らせ

第20回川西文化祭開催(11月3日(金)～11月5日(日))のため、10月27日(金)から11月9日(木)まで川西文化会館を休館いたします。なお、図書館は通常どおり開館いたします。また11月3日(祝日)は文化祭開催にともない臨時開館いたします。

## 第4回 人権教育研修講座 のお知らせ

と き／2006年10月20日(金)  
午後1時30分～午後3時  
ところ／川西文化会館  
2階サークル室ABC  
内 容／講演  
演題 障害者差別  
「我が子に学ぶ」  
講師 田中 君代さん



川西町文化協会所属

## 第45回歩いて見よう会

「古代宇陀の要衝、歴史的町並みが  
美しい一字陀市歴史探訪」

宇陀市内には、古の時代から伊勢街道の宿場町として栄えた旧松山地区には、情緒豊かな歴史的町並みが残されています。

日 時 平成18年10月15日(日)  
結崎駅 午前8時45分集合(午後4時30分頃帰着予定)  
行 程 結崎駅一榛原駅一道の駅一大願寺一森野旧薬園一徳願寺一阿紀神社一人麻呂公演一道の駅(約5kmコース)一榛原駅  
費 用 参加費 100円 交通費 1660円(往復)  
入場料 森野旧薬園 300円 旧細川家住宅(薬の館) 300円  
弁当・飲み物は各自ご用意ください。  
ご案内 福山清市 ☎0745-44-2602 森川和郁 ☎0745-44-0706  
四辻恒雄 ☎0745-44-0195 中尾 陽 ☎0745-43-0336

## 小学校への入学について

教育委員会では、就学年齢に達する児童の保護者に対して、10月下旬に「就学時健康診断通知書」を送付して、11月下旬に就学前の健康診断を行います。

また、翌年1月末日までに「就学通知書」を送付して、入学期日及び就学校を通知します。

これらの通知書は、お子さまが小学校へ入学されるためのとても大切なものです。もし、届かないようなことがありましたら、教育委員会事務局総務課(☎:0745-44-2214)までお知らせ下さい。

### ◆平成19年度入学対象者

平成12年4月2日～平成13年4月1日生の児童

## 明日香養護学校 体験学習 (小学部)

奈良県立明日香養護学校では、平成19年度に入学（転入学）を希望する障害のある幼児とその保護者に対して、本校の肢体不自由教育についての理解と認識を深めていただくため、体験入学を行います。

<小学部>

○日時…平成18年10月19日（木）午前9時～午後1時（給食試食をおこないます）

○場所…県立明日香養護学校

○対象…肢体不自由を有する幼児（年長児）と保護者及び関係者

問い合わせ・申し込み先 県立明日香養護学校

（〒634-0141 高市郡明日香村川原410 ☎0744-54-3380）

## 第42回歩こる会 ～世界遺産 吉野山～

川西町体育協会主催

**行き先** 吉野町 吉野山ハイキングコース

※世界遺産 吉野山を歩く今年のコースは、景色もよく、蔵王堂をゆっくり見学する時間や自由散策ができる時間が十分あります。

**日時** 平成18年10月29日（日）雨天中止

午前8：00受付開始 8：30出発

**集合場所** 川西町中央体育館駐車場

**行程** 行き：中央体育館（バス乗車）→→ 近鉄吉野駅前（バス降車）

コース：近鉄吉野駅前（スタート）→→ 如意輪寺 →→

五郎兵衛茶屋（昼食）→→ 自由散策（蔵王堂等見学できます）

→→ 吉野山観光駐車場（ゴール） 約8.5km

帰り：吉野山観光駐車場（バス乗車）→→ 中央体育館（バス降車）

帰着予定 16：30頃

**参加費** 高校生以上 1,000円、小・中学生 500円、小学生未満 無料

**その他** 水筒、昼食、雨具等を持参ください。歩きやすい服装で参加ください。

**申込期間** ～10月15日（日）まで。

参加者対象は川西町在住、在勤者。参加費を添えて中央体育館窓口まで申込ください。

（水曜・祝日休館 ☎0745-44-1616）

※団体行動をとり、体育協会役員の指示に従うようにしてください。

※小学生以下の児童は、保護者同伴で参加してください。

※参加中における傷害疾病等については、応急処置はしますが、その他の責任は負いません。

◎10月の町民開放日（体育館アリーナ）は10月21日（土）です。（対象者は、川西町在住・在勤者）

◎11月分の運動場抽選会は10月30日（月）中央体育館2階会議室で、午前9時より行います。



## 町立図書館

### ‘かしだしカード’ 更新手続きのお知らせ

いつも川西町立図書館をご利用いただき、ありがとうございます。図書館は今年11月で開館10年の節目にあたり、‘かしだしカード’の更新手続きを行わせていただきます。ご利用の皆様にはお手数をおかけ致しますが、どうぞご理解の上、ご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

**更新開始日** 平成18(2006)年11月2日(木)～  
**対象** ‘かしだしカード’をお持ちの方  
[ただし、平成17(2005)年11月1日以降に登録された方を除く]

持参していただくもの

- ①町内に在住の方 —— 住所を確認できるもの  
(免許証・住民票・住所記載の保険証・学生証・外国人登録証など。郵便物・名刺は不可)
  - ②町内に在学の方 —— 学生証など(住所が記載されていること。生徒手帳は不可)
  - ③町内に在勤の方 —— 住所を確認できるもの  
(①に同じ)のほかに、在勤であることを確認できるもの(社員証など。名刺は不可)
- \*パート・アルバイト等により社員証がない場合は、当館指定の勤務証明書をお渡し致しますので、後日ご提出ください。

★なお、①～③のいずれにも該当されない方は、‘かしだしカード’の返却をお願いします。ご了承ください。

### 10月のおはなし会

- ◎小さい人 4才～1年生まで 14日(土)
  - ◎大きい人 2年生～中学生まで 28日(土)
- 11時からおはなしのへやで

#### インターネットで蔵書の検索ができます

図書館の本を検索して、蔵書の有無や貸出中かどうかなどを知ることができます。アドレスは、次のとおりです。

<http://www.library.kawanishi.nara.jp>

### 除籍図書配布会のお知らせ

図書館で除籍した図書約1000冊を配布します。

**とき** 平成18年10月22日(日)  
10:00～12:00

**ところ** 川西文化会館 2階 サークル室ABC  
**参加資格** 町内に在住・在勤の方、図書館の「かしだしカード」をお持ちの方。

#### 整理券の発行

10月7日(土)～10月21日(土)、開館時間中に図書館1階カウンターで発行します。先着100名。

- きまり**
1. 当日は、整理券と図書との交換になります。
  2. 整理券は一人につき1枚発行します。ご本人のみの発行となり、ご家族等人数分の発行はできません。
  3. 交換は、1枚の整理券で合計10冊までです。
  4. 整理券をお持ちでない方は、会場へ入ることはできません。

**みなさんのご参加をお待ちしています。**

### 2・3さいのひとのための えほんのへや

10月14日(土) 10じ30ぶん～10じ50ぶん  
としょかん2かい おはなしのへやで

2・3歳の子どもたちを対象に“えほん”の読み聞かせをします。今年度は、あと2回開く予定です。

次回は12月を予定しています。保護者の方も一緒にどうぞ。



「いまはあき」

～図書館カレンダー～ ● は休館日 ■ はおはなし会

#### 10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

#### 11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

3日は文化祭のため開館

町立図書館：川西文化会館内 電話 0745-44-2212 FAX 0745-44-2920 休館日/毎水曜日・祝日  
第一金曜日・年末年始・特別整理期間 開館時間/9:30～17:00

川西町ホームページ “<http://www.town.kawanishi.nara.jp>”